

甲第1号議案から
甲第24号議案まで

令和7年第1回沖縄県議会(定例会)議案 (そ の 1)

令和7年2月12日提出

沖 縄 県

令和7年度沖縄県予算目次

甲第1号議案	令和7年度沖縄県一般会計予算……………	1
甲第2号議案	令和7年度沖縄県農業改良資金特別会計予算……………	13
甲第3号議案	令和7年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算……………	15
甲第4号議案	令和7年度沖縄県中小企業振興資金特別会計予算……………	17
甲第5号議案	令和7年度沖縄県下地島空港特別会計予算……………	19
甲第6号議案	令和7年度沖縄県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算……………	22
甲第7号議案	令和7年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計予算……………	24
甲第8号議案	令和7年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計予算……………	26
甲第9号議案	令和7年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計予算……………	28
甲第10号議案	令和7年度沖縄県林業・木材産業改善資金特別会計予算……………	30
甲第11号議案	令和7年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計予算…	32
甲第12号議案	令和7年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計予算……………	34
甲第13号議案	令和7年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計予算……………	37
甲第14号議案	令和7年度沖縄県産業振興基金特別会計予算……………	39
甲第15号議案	令和7年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計予算……………	41
甲第16号議案	令和7年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計予算……………	44
甲第17号議案	令和7年度沖縄県駐車場事業特別会計予算……………	46
甲第18号議案	令和7年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計予算…	48
甲第19号議案	令和7年度沖縄県公債管理特別会計予算……………	51
甲第20号議案	令和7年度沖縄県国民健康保険事業特別会計予算……………	54
甲第21号議案	令和7年度沖縄県病院事業会計予算……………	57
甲第22号議案	令和7年度沖縄県水道事業会計予算……………	60
甲第23号議案	令和7年度沖縄県工業用水道事業会計予算……………	64
甲第24号議案	令和7年度沖縄県流域下水道事業会計予算……………	67

一 般 会 計

令和7年度沖縄県一般会計予算

令和7年度沖縄県一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ889,360,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、70,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和7年2月12日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 県 税		168,923,000 千円
	1 県 民 税	51,571,000
	2 事 業 税	44,964,000
	3 地 方 消 費 税	38,685,000
	4 不 動 産 取 得 税	5,039,000
	5 県 た ば こ 税	2,068,000
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	869,000
	7 軽 油 引 取 税	7,270,000
	8 自 動 車 税	17,391,000
	9 鉦 区 税	7,000
	10 狩 猟 税	2,000
	11 石 油 価 格 調 整 税	989,000
	12 産 業 廃 棄 物 税	68,000
2 地 方 消 費 税 清 算 金		74,034,452
	1 地 方 消 費 税 清 算 金	74,034,452
3 地 方 譲 与 税		30,737,000
	1 特 別 法 人 事 業 譲 与 税	29,773,000
	2 地 方 揮 発 油 譲 与 税	531,000
	3 石 油 ガ ス 譲 与 税	14,000
	4 自 動 車 重 量 譲 与 税	186,000
	5 森 林 環 境 譲 与 税	25,000
	6 航 空 機 燃 料 譲 与 税	208,000
4 市町村たばこ税県交付金		1,669,275
	1 市町村たばこ税県交付金	1,669,275
5 地 方 特 例 交 付 金		683,000
	1 地 方 特 例 交 付 金	683,000
6 地 方 交 付 税		226,005,000
	1 地 方 交 付 税	226,005,000
7 交通安全対策特別交付金		356,900
	1 交通安全対策特別交付金	356,900

款	項	金 額
8 分担金及び負担金		634,884 千円
	1 分担金	49,011
	2 負担金	585,873
9 使用料及び手数料		14,990,365
	1 使用料	12,579,815
	2 手数料	163,427
	3 証紙収入	2,247,123
10 国庫支出金		194,258,653
	1 国庫負担金	55,507,620
	2 国庫補助金	135,814,709
	3 委託金	2,936,324
11 財産収入		4,241,890
	1 財産運用収入	1,767,007
	2 財産売却収入	2,474,883
12 寄附金		134,930
	1 寄附金	134,930
13 繰入金		50,540,595
	1 特別会計繰入金	48,230
	2 基金繰入金	50,492,365
14 繰越金		1
	1 繰越金	1
15 諸収入		80,222,455
	1 延滞金、加算金及び過料	267,483
	2 県預金利子	23,012
	3 公営企業貸付金元利収入	5,031,899
	4 貸付金元利収入	62,910,098
	5 受託事業収入	736,150
	6 収益事業収入	5,574,793
	7 雑収入	5,679,020
16 県債		41,927,600
	1 県債	41,927,600
歳 入 合 計		889,360,000

歳 出		
款	項	金 額
1 議 会 費		1,437,245 千円
	1 議 会 費	1,437,245
2 総 務 費		82,596,306
	1 総 務 管 理 費	36,415,757
	2 企 画 費	14,523,993
	3 徴 税 費	6,733,412
	4 市 町 村 振 興 費	18,703,802
	5 選 挙 費	776,385
	6 防 災 費	3,660,419
	7 統 計 調 査 費	1,362,425
	8 人 事 委 員 会 費	205,647
	9 監 査 委 員 費	214,466
3 民 生 費		139,616,332
	1 社 会 福 祉 費	82,112,266
	2 児 童 福 祉 費	46,451,954
	3 生 活 保 護 費	10,963,443
	4 災 害 救 助 費	88,669
4 衛 生 費		54,740,401
	1 公 衆 衛 生 費	21,271,423
	2 環 境 衛 生 費	2,252,998
	3 環 境 保 全 費	2,731,470
	4 保 健 所 費	2,329,073
	5 医 薬 費	17,271,977
	6 保 健 衛 生 費	8,883,460
5 労 働 費		2,696,686
	1 労 政 費	1,424,436
	2 職 業 訓 練 費	1,130,197
	3 労 働 委 員 会 費	142,053

款	項	金 額
6 農 林 水 産 業 費		53,865,525 千円
	1 農 業 費	17,572,306
	2 畜 産 業 費	4,652,366
	3 農 地 費	22,538,425
	4 林 業 費	1,769,898
	5 水 産 業 費	7,332,530
7 商 工 費		80,741,153
	1 商 業 費	3,143,499
	2 工 鉱 業 費	70,724,574
	3 観 光 費	6,873,080
8 土 木 費		88,045,931
	1 土 木 管 理 費	13,216,123
	2 道 路 橋 り ょ う 費	28,570,384
	3 河 川 海 岸 費	8,000,337
	4 港 湾 費	7,192,016
	5 都 市 計 画 費	14,520,458
	6 住 宅 費	11,932,999
	7 空 港 費	4,613,614
9 警 察 費		38,777,413
	1 警 察 管 理 費	36,002,016
	2 警 察 活 動 費	2,775,397
10 教 育 費		189,886,385
	1 教 育 総 務 費	23,134,567
	2 小 学 校 費	58,003,257
	3 中 学 校 費	35,968,982
	4 高 等 学 校 費	44,616,649
	5 特 別 支 援 学 校 費	20,770,555
	6 社 会 教 育 費	2,548,132
	7 保 健 体 育 費	2,299,161
	8 大 学 費	2,545,082

款	項	金 額
11 災 害 復 旧 費		4, 526, 432 千円
	1 農林水産施設災害復旧費	2, 830, 249
	2 土木施設災害復旧費	1, 633, 218
	3 教育施設災害復旧費	62, 965
12 公 債 費		62, 954, 720
	1 公 債 費	62, 954, 720
13 諸 支 出 金		88, 975, 471
	1 ゴルフ場利用税交付金	608, 580
	2 自動車取得税交付金	191
	3 環境性能割交付金	403, 716
	4 公 営 企 業 費	332, 680
	5 財政調整基金積立金	41, 416
	6 県有施設整備基金積立金	2, 534, 231
	7 利 子 割 交 付 金	53, 955
	8 配 当 割 交 付 金	408, 485
	9 株式等譲渡所得割交付金	892, 717
	10 退職手当基金積立金	1, 870
	11 減 債 基 金 積 立 金	39, 860
	12 地域振興基金積立金	188
	13 法 人 事 業 税 交 付 金	3, 271, 208
	14 地 方 消 費 税 交 付 金	37, 235, 316
	15 地 方 消 費 税 清 算 金	38, 150, 931
	16 特別会計等繰出金	127
	17 公 営 企 業 貸 付 金	5, 000, 000
14 予 備 費		500, 000
	1 予 備 費	500, 000
歳 出 合 計		889, 360, 000

第 2 表 債 務 負 担 行 為

事 項	期 間	限 度 額
		千円
賦 課 徴 収 費 (県 税 収 納 委 託 事 業)	令和 8 年度	51,789
賦 課 徴 収 費 (税 務 事 務 運 営 費)	令和 8 年度	3,580
公 有 財 産 管 理 費 (公 有 財 産 管 理 運 営 費)	令和 8 年度から 令和 9 年度まで	45,522
公 有 財 産 管 理 費 (公 共 施 設 マ ネ ジ メ ン ト 推 進 事 業)	令和 8 年度	315,086
庁 舎 公 舎 管 理 費 (防 災 危 機 管 理 セ ン タ ー 棟 (仮 称) 整 備 事 業)	令和 8 年度から 令和 9 年度まで	9,497,672
庁 舎 公 舎 管 理 費 (本 庁 舎 (行 政 棟) 改 修 事 業)	令和 8 年度から 令和 12 年度まで	13,074,972
財 政 管 理 調 査 費 (予 算 編 成 支 援 シ ス テ ム 更 改 ・ 運 用 事 業)	令和 8 年度から 令和 13 年度まで	231,685
通 信 対 策 事 業 費	令和 8 年度	204,710
電 子 自 治 体 推 進 事 業 費	令和 8 年度から 令和 12 年度まで	949,152
児 童 相 談 管 理 シ ス テ ム 改 修 費	令和 8 年度	28,100
医 師 確 保 対 策 事 業 費	令和 8 年度から 令和 9 年度まで	医学臨床研修プログラム経費 に関する沖縄県とハワイ大学 との契約額167,622千円に為替 相場変動に伴う額を加えた額 を限度とする。
農 業 近 代 化 資 金 等 利 子 補 給 金	令和 8 年度から 令和 25 年度まで	36,363

事 項	期 間	限 度 額
		千円
経営体育成資金融通等利子補給金	令和8年度から 令和14年度まで	2,728
令和7年度に沖縄県農業協同組合 及び全国農地保有合理化協会が沖縄 県農業振興公社に融資したことによ って損害を受けた場合の損失補償	令和7年度から 令和16年度まで	沖縄県農業振興公社が事業 を行うため金融機関等から 資金を借り入れた場合の総額 179,653千円に約定利息と損失 が生じた場合の損失額及びそ の利息を加えた額を限度とす る。
農地集積・集約化対策費 (所有者不明農地)	令和7年度から 令和26年度まで	沖縄県農業振興公社が事業を 行うため全国農地保有合理化 協会から資金を借り入れた場 合の総額420千円に約定利息 と損失が生じた場合の損失額 及びその利息を加えた額を限 度とする。
漁業近代化資金利子補給金	令和8年度から 令和27年度まで	61,584
漁業災害対策特別資金利子助成金	令和8年度から 令和14年度まで	772
水産環境整備事業	令和8年度	177,857
水産生産基盤整備事業	令和8年度	120,000
県融資制度損失補償	令和7年度から 令和26年度まで	559,415
機械類貸与事業損失補償	令和8年度から 令和19年度まで	53,200
公共職業能力開発事業費	令和8年度から 令和9年度まで	113,326

事 項	期 間	限 度 額
		千円
建設業指導監督費	令和8年度	345,015
沖縄振興公共投資交付金事業費	令和8年度から 令和12年度まで	1,284,566
県単道路事業（管理）	令和8年度から 令和17年度まで	190,000
道路新設改良費（港湾課）	令和8年度	755,000
沖縄振興公共投資交付金（河川） （堰堤改良事業）	令和8年度から 令和9年度まで	395,448
住宅市街地総合整備費 （真喜良第二団地1期設備工事）	令和8年度	217,291
住宅市街地総合整備費 （石川団地造成工事）	令和8年度	277,500
公営住宅建設費 （平良北団地2期）	令和8年度から 令和9年度まで	2,096,056
公営住宅建設費 （松川団地2期）	令和8年度から 令和9年度まで	1,392,320
空港管理運営費	令和8年度	63,800
人材育成推進費 （県外進学大学生支援事業）	令和8年度から 令和13年度まで	92,400
企画管理費 （教育情報化推進事業）	令和8年度から 令和12年度まで	233,168
中学校教育用設備整備費	令和8年度から 令和12年度まで	18,648
県立中学校学習者用端末費	令和8年度から 令和12年度まで	24,992

事 項	期 間	限 度 額
		千円
教育用コンピュータ整備事業費 （高等学校・特別支援学校）	令和8年度から 令和12年度まで	325,128
特別支援学校学習者用端末費	令和8年度から 令和12年度まで	43,491
学校建設費（高等学校）	令和8年度から 令和9年度まで	3,321,609
施設整備費（特別支援学校）	令和8年度から 令和9年度まで	4,600,105
教育財産管理費（特別支援学校）	令和8年度	87,500
埋蔵文化財収蔵施設整備事業	令和8年度	560,192
情報管理費	令和8年度から 令和12年度まで	71,172
運転免許費	令和8年度から 令和12年度まで	108,371
捜査第一活動費	令和8年度から 令和13年度まで	335,320
災害対策費	令和8年度から 令和9年度まで	452,083

第 3 表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
	千円			
庁 舎 整 備 事 業	2,766,800	(借入方法) 証書借入又は証券発行による。 発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した金額とすることができる。 (借入時期) 令和7年度。 ただし、事業その他の都合により、その一部又は全部を後年度に繰り延べて起債することができる。	年5%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	償還期間は、据置期間を含め30年以内とする。 償還方法は、元利均等、元金均等等による。 ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。
沖縄振興特別推進交付金事業	378,500			
緊急防災・減災事業	2,071,300			
那覇空港整備促進事業費	204,000			
通信施設改修事業	211,200			
公共施設等適正管理推進事業 (長寿命化事業)	2,518,300			
脱炭素化推進事業	4,495,300			
本庁舎(行政棟)改修事業	1,112,000			
公共施設等適正管理推進事業 (ユニバーサルデザイン化事業)	32,200			
駐留軍用地跡地 先行取得事業費	326,900			
第32軍壕保存・公開事業	8,600			
公共施設等適正管理推進事業 (除却事業)	267,700			
地域情報通信基盤運営事業費	9,500			
防災対策事業	1,908,800			
社会福祉施設整備事業	127,800			
防災・減災・国土強靱化 緊急対策事業	22,500			
施設整備事業 (一般財源化分)	136,200			
児童相談所整備事業	49,500			
公共事業等	12,408,300			
栽培漁業センター整備事業	12,600			

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
	千円			
緊急自然災害防止対策事業	5,303,300			
地 域 活 性 化 事 業	22,500			
宮古家保焼却施設等整備事業	50,000			
北 部 家 保 防 疫 資 材 備 蓄 庫 整 備 事 業	56,000			
県有M I C E施設改修事業	8,800			
県 営 住 宅 建 設 事 業	2,296,200			
県 単 道 路 整 備 事 業	522,700			
県 単 河 川 等 整 備 事 業	86,400			
交 通 事 業	138,400			
緊 急 浚 渫 推 進 事 業	802,300			
県単県営住宅整備事業	7,500			
警察庁舎等施設整備事業	142,000			
交通安全施設整備事業	294,200			
一般補助施設整備等事業	25,600			
学校教育施設等整備事業	826,800			
臨時高等学校改築等事業	884,300			
看護大学施設設備補助金事業	10,100			
特別支援学校整備事業	65,400			
埋蔵文化財収蔵施設整備事業	280,000			
学校施設改装・改修事業費	53,200			
産業教育設備整備事業	19,700			
災 害 復 旧 事 業	964,200			
合 計	41,927,600			

特 別 会 計

甲第 2 号議案

令和 7 年度沖縄県農業改良資金特別会計予算

令和 7 年度沖縄県農業改良資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ51,046千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 7 年 2 月 12 日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 繰 入 金		315 千円
	1 一 般 会 計 繰 入 金	315
2 繰 越 金		43,351
	1 繰 越 金	43,351
3 諸 収 入		7,380
	1 貸 付 金 元 利 収 入	3,300
	2 雑 入	4,080
歳 入 合 計		51,046

歳 出

款	項	金 額
1 農 林 水 産 業 費		38,308 千円
	1 農 業 費	38,308
2 公 債 費		8,492
	1 公 債 費	8,492
3 繰 出 金		4,246
	1 繰 出 金	4,246
歳 出 合 計		51,046

令和7年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算

令和7年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ171,889千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和7年2月12日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 繰越金		27,669 千円
	1 繰越金	27,669
2 諸収入		144,220
	1 貸付金元利収入	144,220
歳入合計		171,889

歳 出

款	項	金 額
1 商工費		27,669 千円
	1 商業費	27,669
2 公債費		144,220
	1 公債費	144,220
歳出合計		171,889

令和7年度沖縄県中小企業振興資金特別会計予算

令和7年度沖縄県中小企業振興資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ350,135千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和7年2月12日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 繰越金		193,368 千円
	1 繰越金	193,368
2 諸収入		156,767
	1 貸付金元利収入	156,767
歳入合計		350,135

歳 出

款	項	金 額
1 中小企業振興費		350,135 千円
	1 中小企業振興費	350,135
歳出合計		350,135

令和7年度沖縄県下地島空港特別会計予算

令和7年度沖縄県下地島空港特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,250,669千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

令和7年2月12日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		223,838 千円
	1 使 用 料	223,838
2 国庫支出金		692,820
	1 国庫補助金	692,820
3 財産収入		6,895
	1 財産運用収入	6,895
4 繰入金		257,360
	1 一般会計繰入金	257,360
5 繰越金		1
	1 繰越金	1
6 諸収入		555
	1 雑 入	555
7 県 債		69,200
	1 県 債	69,200
歳 入 合 計		1,250,669

歳 出

款	項	金 額
1 土 木 費		1,217,970 千円
	1 空 港 費	1,217,970
2 公 債 費		32,699
	1 公 債 費	32,699
歳 出 合 計		1,250,669

第 2 表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
下 地 島 空 港 整 備 事 業	千円 69,200	(借入方法) 証書借入又は証券発行による。 発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した金額とすることができる。 (借入時期) 令和7年度。 ただし、事業その他の都合により、その一部又は全部を後年度に繰り延べて起債することができる。	年5%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	償還期間は、据置期間を含め30年以内とする。 償還方法は、元利均等、元金均等等による。 ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。
合 計	69,200			

令和 7 年度沖縄県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算

令和 7 年度沖縄県母子父子寡婦福祉資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ185,598千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 7 年 2 月 12 日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 繰 入 金		3,649 千円
	1 一 般 会 計 繰 入 金	3,649
2 繰 越 金		57,938
	1 繰 越 金	57,938
3 諸 収 入		124,011
	1 貸 付 金 元 利 収 入	123,650
	2 雑 入	361
歳 入 合 計		185,598

歳 出

款	項	金 額
1 民 生 費		185,598 千円
	1 母 子 父 子 寡 婦 福 祉 費	185,598
歳 出 合 計		185,598

令和 7 年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計予算

令和 7 年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 214,496 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 7 年 2 月 12 日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 財 産 収 入		21,860 千円
	1 財 産 運 用 収 入	21,860
2 繰 越 金		191,855
	1 繰 越 金	191,855
3 諸 収 入		781
	1 雑 入	781
歳 入 合 計		214,496

歳 出

款	項	金 額
1 土 地 管 理 業 務 費		33,655 千円
	1 土 地 管 理 業 務 費	33,655
2 予 備 費		180,841
	1 予 備 費	180,841
歳 出 合 計		214,496

令和7年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計予算

令和7年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出がそれぞれ27,595千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和7年2月12日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 繰越金		25,152 千円
	1 繰越金	25,152
2 諸収入		2,443
	1 県預金利子	230
	2 貸付金元利収入	1,031
	3 雑入	1,182
歳入合計		27,595

歳 出

款	項	金 額
1 農林水産業費		27,595 千円
	1 水産業費	27,595
歳出合計		27,595

令和7年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計予算

令和7年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ427,747千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和7年2月12日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		240,862 千円
	1 使 用 料	240,862
2 繰 入 金		107,283
	1 一 般 会 計 繰 入 金	107,283
3 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
4 諸 収 入		79,601
	1 雑 入	79,601
歳 入 合 計		427,747

歳 出

款	項	金 額
1 中央卸売市場事業費		408,744 千円
	1 中央卸売市場事業費	408,744
2 公 債 費		19,003
	1 公 債 費	19,003
歳 出 合 計		427,747

令和7年度沖縄県林業・木材産業改善資金特別会計予算

令和7年度沖縄県林業・木材産業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ27,919千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和7年2月12日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 繰 入 金		2,449 千円
	1 一 般 会 計 繰 入 金	2,449
2 繰 越 金		24,750
	1 繰 越 金	24,750
3 諸 収 入		720
	1 雑 入	720
歳 入 合 計		27,919

歳 出

款	項	金 額
1 農 林 水 産 業 費		27,919 千円
	1 林 業 費	27,919
歳 出 合 計		27,919

甲第11号議案

**令和7年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業
特別会計予算**

令和7年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ167,225千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和7年2月12日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 財 産 収 入		167,221 千円
	1 財 産 運 用 収 入	59,468
	2 財 産 売 払 収 入	107,753
2 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
3 諸 収 入		3
	1 雑 入	3
歳 入 合 計		167,225

歳 出

款	項	金 額
1 商 工 費		167,225 千円
	1 工 鉱 業 費	167,225
歳 出 合 計		167,225

令和7年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計予算

令和7年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ530,442千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

令和7年2月12日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		195,601 千円
	1 使用料	195,601
2 財産収入		20
	1 財産運用収入	20
3 繰入金		118,681
	1 一般会計繰入金	118,681
4 県債		216,140
	1 県債	216,140
歳入合計		530,442

歳 出

款	項	金 額
1 土木費		228,991 千円
	1 港湾費	228,991
2 公債費		301,451
	1 公債費	301,451
歳出合計		530,442

第 2 表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
宜 野 湾 港 施 設 整 備 事 業	千円 106,000	(借入方法) 証書借入又は証券発行による。 発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した金額とすることができる。 (借入時期) 令和7年度。 ただし、事業その他の都合により、その一部又は全部を後年度に繰り延べて起債することができる。	年5%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	償還期間は、据置期間を含め40年以内とする。 償還方法は、元利均等、元金均等等による。 ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。
合 計	106,000			

令和7年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区
特別会計予算

令和7年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ338,417千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和7年2月12日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		276,708 千円
	1 使用料	276,708
2 繰越金		27,349
	1 繰越金	27,349
3 諸収入		34,360
	1 延滞金、加算金及び過料	1
	2 雑入	34,359
歳入合計		338,417

歳 出

款	項	金 額
1 商工費		324,711 千円
	1 商業費	324,711
2 公債費		13,706
	1 公債費	13,706
歳出合計		338,417

令和 7 年度沖縄県産業振興基金特別会計予算

令和 7 年度沖縄県産業振興基金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ141,612千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 7 年 2 月 12 日 提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 財 産 収 入		65,622 千円
	1 財 産 運 用 収 入	65,622
2 繰 越 金		75,990
	1 繰 越 金	75,990
歳 入 合 計		141,612

歳 出

款	項	金 額
1 産 業 振 興 費		141,612 千円
	1 産 業 振 興 費	141,612
歳 出 合 計		141,612

令和7年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計予算

令和7年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ383,359千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

（地方債）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

令和7年2月12日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		168,047 千円
	1 使用料	168,047
2 繰入金		41,108
	1 一般会計繰入金	41,108
3 県債		174,204
	1 県債	174,204
歳入合計		383,359

歳 出

款	項	金 額
1 土木費		238,446 千円
	1 港湾費	238,446
2 公債費		144,913
	1 公債費	144,913
歳出合計		383,359

第 2 表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
中 城 湾 港 整 備 事 業	千円 154,000	(借入方法) 証書借入又は証券発行による。 発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した金額とすることができる。 (借入時期) 令和7年度。 ただし、事業その他の都合により、その一部又は全部を後年度に繰り延べて起債することができる。	年5%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	償還期間は、据置期間を含め40年以内とする。 償還方法は、元利均等、元金均等等による。 ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。
合 計	154,000			

令和7年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計予算

令和7年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ192,782千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和7年2月12日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		93,261 千円
	1 使 用 料	93,261
2 財 産 収 入		15
	1 財 産 運 用 収 入	15
3 繰 入 金		99,506
	1 一 般 会 計 繰 入 金	99,506
歳 入 合 計		192,782

歳 出

款	項	金 額
1 土 木 費		127,788 千円
	1 港 湾 費	127,788
2 公 債 費		64,994
	1 公 債 費	64,994
歳 出 合 計		192,782

令和7年度沖縄県駐車場事業特別会計予算

令和7年度沖縄県駐車場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ59,048千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和7年2月12日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 諸 収 入		59,048 千円
	1 雑 入	59,048
歳 入 合 計		59,048

歳 出

款	項	金 額
1 土 木 費		55,805 千円
	1 道 路 橋 り ょ う 費	55,805
2 公 債 費		3,243
	1 公 債 費	3,243
歳 出 合 計		59,048

令和7年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業
特別会計予算

令和7年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ620,283千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

（地方債）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

令和7年2月12日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 繰越金		68 千円
	1 繰越金	68
2 県債		620,215
	1 県債	620,215
歳入合計		620,283

歳 出

款	項	金 額
1 土木費		271,000 千円
	1 港湾費	271,000
2 公債費		349,283
	1 公債費	349,283
歳出合計		620,283

第 2 表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
中 城 湾 港 （ 泡 瀬 地 区 ） 臨 海 部 土 地 造 成 事 業	千円 481,400	(借入方法) 証書借入又は証券発行による。 発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した金額とすることができる。 (借入時期) 令和7年度。 ただし、事業その他の都合により、その一部又は全部を後年度に繰り延べて起債することができる。	年5%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	償還期間は、据置期間を含め30年以内とする。 償還方法は、元利均等、元金均等等による。 ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。
合 計	481,400			

令和7年度沖縄県公債管理特別会計予算

令和7年度沖縄県公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ80,219,299千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

令和7年2月12日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 繰 入 金		62,919,299 千円
	1 一 般 会 計 繰 入 金	62,919,299
2 県 債		17,300,000
	1 県 債	17,300,000
歳 入 合 計		80,219,299

歳 出

款	項	金 額
1 公 債 費		80,219,299 千円
	1 公 債 費	80,219,299
歳 出 合 計		80,219,299

第 2 表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
借 換 債	千円 17,300,000	(借入方法) 証書借入又は証券発行による。 発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した金額とすることができる。 (借入時期) 令和7年度。	年5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	償還期間は、据置期間を含め25年以内とする。 償還方法は、元利均等、元金均等等による。 ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。
合 計	17,300,000			

令和7年度沖縄県国民健康保険事業特別会計予算

令和7年度沖縄県国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ160,503,366千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和7年2月12日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		49,705,217 千円
	1 負担金	49,705,217
2 国庫支出金		61,101,956
	1 国庫負担金	37,470,631
	2 国庫補助金	23,631,325
3 前期高齢者交付金		36,271,935
	1 前期高齢者交付金	36,271,935
4 共同事業交付金		519,930
	1 共同事業交付金	519,930
5 財産収入		3,577
	1 財産運用収入	3,577
6 繰入金		11,908,622
	1 繰入金	11,908,622
7 繰越金		982,532
	1 繰越金	982,532
8 諸収入		20
	1 雑収入	20
9 出産育児交付金		9,577
	1 出産育児交付金	9,577
歳入合計		160,503,366

歳 出

款	項	金 額
1 民生費		160,394,647 千円
	1 社会福祉費	160,394,647
2 保健事業費		108,719
	1 保健事業費	108,719
歳出合計		160,503,366

企 業 会 計

令和7年度沖縄県病院事業会計予算

(総則)

第1条 令和7年度沖縄県病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数	2,114 床
(2) 年 間 患 者 延 数	1,319,949 人
入 院	601,954
外 来	717,995
病 院	668,398
診 療 所	49,597
(3) 一 日 平 均 患 者 数	
入 院	1,649 人
外 来	2,979
病 院	2,773
診 療 所	206
(4) 主要な建設改良事業	
南部医療センター・こども医療センター	
中央監視装置更新工事	300,180 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 病 院 事 業 収 益	68,759,617 千円
第1項 医 業 収 益	56,943,960
第2項 医 業 外 収 益	11,367,491
第3項 特 別 利 益	448,166
支 出	
第1款 病 院 事 業 費 用	76,963,234 千円
第1項 医 業 費 用	73,693,680
第2項 医 業 外 費 用	2,699,297
第3項 特 別 損 失	470,257
第4項 予 備 費	100,000

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,885,086千円は、損益勘定留保資金で補てんするものとする。）。

収 入	
第1款 資本的収入	6,148,202 千円
第1項 企業債	3,936,800
第2項 他会計負担金	2,172,428
第3項 他会計補助金	12,723
第4項 国庫補助金	26,250
第5項 寄附金	1
支 出	
第1款 資本的支出	8,033,288 千円
第1項 建設改良費	4,106,036
第2項 企業債償還金	3,827,248
第3項 他会計借入金償還金	1
第4項 無形固定資産	1
第5項 国庫補助金返還金	1
第6項 寄附金返還金	1
第7項 予備費	100,000

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

- 1 起債の目的 県立病院及び附属診療所の施設整備、資産購入
- 2 限度額 3,936,800千円
- 3 起債の方法 証書借入又は証券発行
借入時期は、令和7年度中とする。ただし、事業その他の都合により、起債額の一部又は全部を後年度に繰り延べて借り入れることができる。
- 4 利率 年5%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）
- 5 償還の方法 据置期間を含め30年以内に元利均等、元金均等等にて償還する。
ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、22,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 収益的支出における医業費用、医業外費用及び特別損失相互間の流用
- (2) 資本的支出における建設改良費、企業債償還金、他会計借入金償還金、無形固定資産、国庫補助金返還金及び寄附金返還金相互間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 42,144,298 千円
- (2) 交際費 610 千円

(他会計からの補助金)

第9条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,727,543千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、14,117,043千円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第11条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

	種 類	名 称	数 量
1 取得する資産	器械備品	電子カルテシステム	1
	器械備品	放射線情報システム・	
		医用画像管理システム	1

令和7年2月12日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

令和7年度沖縄県水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和7年度沖縄県水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 対 象	那覇市ほか27市町村及び1企業団
(2) 当 年 度 総 給 水 量	153,826 千m ³
(3) 一 日 平 均 給 水 量	421 千m ³
(4) 主要な建設改良事業	7,260,712 千円
イ 導送取水施設整備事業	4,280,333
ロ 水道広域化施設整備事業	1,941,069
ハ 浄水場等施設整備事業	1,039,310

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 水 道 事 業 収 益	33,778,259 千円
第1項 営 業 収 益	20,379,858
第2項 営 業 外 収 益	13,301,840
第3項 特 別 利 益	96,561
支 出	
第1款 水 道 事 業 費 用	33,767,174 千円
第1項 営 業 費 用	32,583,040
第2項 営 業 外 費 用	1,082,575
第3項 特 別 損 失	96,559
第4項 予 備 費	5,000

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,935,444千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額386,057千円、過年度分損益勘定留保資金3,817,124千円及び減債積立金732,263千円で補てんするものとする。）。

	収 入	
第1款 資 本 的 収 入		8,011,303 千円
第1項 企 業 債		3,165,000
第2項 国 庫 補 助 金		4,325,343
第3項 他 会 計 補 助 金		263,243
第4項 工 事 負 担 金		30,716
第5項 建設負担金返還金		227,000
第6項 その他資本的収入		1

	支 出	
第1款 資 本 的 支 出		12,946,747 千円
第1項 建 設 改 良 費		9,065,972
第2項 企 業 債 償 還 金		3,676,000
第3項 国庫補助金返還金		204,775

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
浄水場等施設整備事業	令和8年度から 令和9年度まで	2,141,911 千円
導送取水施設整備事業	令和8年度から 令和9年度まで	4,281,366 千円
水道広域化施設整備事業	令和8年度から 令和10年度まで	5,193,795 千円
具志川増圧ポンプ場 高圧遮断機等取替工事	令和8年度	49,308 千円
西原浄水場特高電気室 直流電源装置取替工事	令和8年度	81,638 千円
令和7年度沖縄水道施設の 将来基本構想検討業務委託	令和8年度	33,564 千円
石川浄水場施設修繕工事	令和8年度	198,661 千円
石川浄水場及び管理施設 運 転 管 理 業 務 委 託	令和8年度	115,607 千円

阿嘉島ほか1島水道施設 運 転 管 理 業 務 委 託	令和8年度から 令和12年度まで	170,255 千円
--------------------------------	---------------------	------------

西原浄水場施設修繕工事	令和8年度から 令和9年度まで	468,034 千円
-------------	--------------------	------------

西原浄水場及び管理施設 運 転 管 理 業 務 委 託	令和8年度から 令和12年度まで	734,360 千円
--------------------------------	---------------------	------------

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

- 1 起債の目的 取水、貯水、導水、浄水、送水施設整備事業
- 2 限 度 額 3,165,000千円
- 3 起債の方法 証書借入又は証券発行
- 4 利 率 年5%以内
- 5 償還の方法 償還期間は、据置期間を含め40年以内とする。償還方法は、元利均等、元金均等等による。ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、9,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 水道事業費用における営業費用、営業外費用及び特別損失相互間の流用
- (2) 資本的支出における建設改良費、企業債償還金及び国庫補助金返還金相互間の流用
(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- | | |
|-----------|--------------|
| (1) 職員給与費 | 2,553,337 千円 |
| (2) 交際費 | 150 千円 |

(他会計からの補助金)

第10条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、750,130千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、20,000千円と定める。

令和7年2月12日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

令和7年度沖縄県工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和7年度沖縄県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 対 象	111事業所
(2) 当 年 度 総 給 水 量	9,360 千m ³
(3) 一 日 平 均 給 水 量	26 千m ³
(4) 主要な建設改良事業	70,239 千円
イ 導 水 施 設 整 備 事 業	70,239

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 工業用水道事業収益	673,575 千円
第1項 営 業 収 益	367,460
第2項 営 業 外 収 益	306,114
第3項 特 別 利 益	1
支 出	
第1款 工業用水道事業費用	731,931 千円
第1項 営 業 費 用	726,745
第2項 営 業 外 費 用	4,685
第3項 特 別 損 失	1
第4項 予 備 費	500

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額134,046千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,132千円、減債積立金32,805千円及び建設改良積立金98,109千円で補てんするものとする。）。

収	入	
第1款 資 本 的 収 入		53,433 千円
第1項 国 庫 補 助 金		47,411
第2項 他 会 計 補 助 金		6,022
支	出	
第1款 資 本 的 支 出		187,479 千円
第1項 建 設 改 良 費		98,642
第2項 企 業 債 償 還 金		38,827
第3項 国庫補助金返還金		10
第4項 投 資		50,000
(債務負担行為)		

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
東系列導水路トンネル 対策工事（R 7）その3	令和8年度	59,709 千円
令和7年度沖縄水道施設の 将来基本構想検討業務委託	令和8年度	1,813 千円
小那覇増圧ポンプ場 1・2号ポンプ用電動機 コンバータ取替工事	令和8年度	11,220 千円

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 工業用水道事業費用における営業費用、営業外費用及び特別損失相互間の流用
- (2) 資本的支出における建設改良費、企業債償還金、国庫補助金返還金及び投資相互間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 54,944 千円

(他会計からの補助金)

第9条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、34,860千円である。

令和7年2月12日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

令和7年度沖縄県流域下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和7年度沖縄県流域下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 流域関連市町村	那覇市、宜野湾市、浦添市、沖縄市、豊見城市、うるま市、南城市、読谷村、嘉手納町、北谷町、北中城村、中城村、西原町、与那原町、南風原町
(2) 年間総処理水量	109,539 千m ³
(3) 一日平均処理水量	300 千m ³
(4) 主要な建設改良事業	6,396,934 千円
イ 中部流域下水道事業	5,965,353
ロ 中城湾流域下水道事業	364,846
ハ 中城湾南部流域下水道事業	66,735

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 流域下水道事業収益	11,776,548 千円
第1項 営 業 収 益	5,600,455
第2項 営 業 外 収 益	6,176,093
支 出	
第1款 流域下水道事業費用	12,236,985 千円
第1項 営 業 費 用	11,876,255
第2項 営 業 外 費 用	357,729
第3項 特 別 損 失	1
第4項 予 備 費	3,000

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,302,590千円は、過年度消費税資本的収支調整額221,010千円、過年度分損益勘定留保資金765,278千円及び減債積立金316,302千円で補填するものとする。）。

	収 入	
第1款 資 本 的 収 入		6,600,514 千円
第1項 企 業 債		3,113,500
第2項 国 庫 補 助 金		2,878,438
第3項 建 設 負 担 金		608,576
	支 出	
第1款 資 本 的 支 出		7,903,104 千円
第1項 建 設 改 良 費		6,700,229
第2項 企 業 債 償 還 金		1,146,039
第3項 国庫補助金償還金		1
第4項 建設負担金償還金		1
第5項 他会計長期借入金償還金		56,834

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
中 部 流 域 下 水 道 維 持 管 理 費	令和8年度から 令和24年度まで	1,718,838 千円
中 城 湾 流 域 下 水 道 維 持 管 理 費	令和8年度	45,870 千円
中 部 流 域 下 水 道 建 設 費	令和8年度から 令和9年度まで	2,366,205 千円
中 城 湾 流 域 下 水 道 建 設 費	令和8年度	6,429 千円
再 生 水 利 用 下 水 道 建 設 費	令和8年度	1,076 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

- 1 起債の目的 管渠、ポンプ場及び処理場の建設改良事業
- 2 限 度 額 3,113,500千円
- 3 起債の方法 証書借入又は証券発行
- 4 利 率 年5%以内
- 5 償還の方法 償還期間は、据置期間を含め40年以内とする。償還方法は、元利均等、元金均等等による。ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用、営業外費用及び特別損失相互間の流用

(2) 資本的支出における建設改良費、企業債償還金、国庫補助金返還金、建設負担金返還金及び他会計長期借入金償還金相互間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 632,695 千円

(他会計からの補助金)

第10条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、976,903千円である。

令和7年2月12日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕